

2014年7月1日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

安倍晋三内閣の憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する声明

私たち日本キリスト教婦人矯風会は、1886年の創立以来「平和」を活動目標に掲げながら、戦争を阻止できなかった反省に立って、戦後は日本国憲法の三原則と女性の人権確立のために活動してきた団体です。

安倍内閣は世論の強い反対の中、憲法解釈を変えて集団的自衛権行使容認に踏み切りました。一内閣の意思決定で政策が大きく転換することは立憲主義にもとることで多くの識者も反対しています。これまで日本政府は60年にわたり、憲法の原則である平和主義を具現化した憲法9条のもと、自国への攻撃がないのに武力を用いることはできない、と集団的自衛権の行使を禁じてきました。集団的自衛権の行使にひとたび道が開かれれば、「戦争をする国」へと突き進み、次世代へ禍根を残すこととなります。政府の提示例は常識的にありえない事例をこじつけ論理的に破綻しています。

政府がすべきことは外交的に、アジア諸国との信頼関係を促進し、武力によらない平和の創造に力を注ぐことです。

私たちは

安倍晋三内閣の憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対します

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5
公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会
電話03-3361-0934 FAX 03-3361-1160